

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 7 月 26 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成 22 年度 475 号養老町口ヶ島地区用地調査 (電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、一般国道 475 号 (東海環状自動車道) 新設工事に必要な土地について、用地調査を行うものである。

(3) 履行期限 平成 23 年 3 月 18 日

(4) 入札方式等

本業務は、技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 85 条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 2,000 万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書 (以下「申請書等」という。) の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「電子入札情報」 - 「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所 経理課

〒 500 - 8262 岐阜県岐阜市茜部本郷 1 - 3 6 - 1

TEL 058-271-9812 FAX058-271-0214

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

1) に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表 の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜国道事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

なお、岐阜国道事務所管内とは、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村及び可児郡御嵩町である。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号、以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、及び物件部門に係る補償業務。なお、別業務の場合は、それぞれについて資料を提出すること。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

（４）配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、補償業務管理者については、あらかじめ登録規程に基づく当該部門の登録を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該部門の登録を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに登録を受け、登録通知書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表 の日を予定する。

- ・登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務管理者
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年理事会決定、以下「実施規程」という。）第 3 条に掲げる土地調査部門に係る補償業務管理士

（５）配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成 12 年度以降に完了した同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、及び物件部門に係る補償業務。なお、別業務の場合は、それぞれについて資料を提出すること。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

(6) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

- 1) 平成 22 年 8 月 9 日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、平成 22 年 8 月 9 日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が 1) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の から までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者

過去 4 年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が 75 点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

実施方針

業務実施体制

特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

ア) 用地測量の実施に当たり、現地作業での関係者に係るトラブル防止の観点から留意すべき点と対応について

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に表示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・当該業務に関連する物件部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士を有していない場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値 (以下「評価値」という。) の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 6 0 点、最低点数は 0 点とする。

1)基本事項評価 (企業)

2)基本事項評価 (技術者)

3)技術提案書

4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 6 0 点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

基本事項評価 (企業)

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度 (指名停止等の措置)

基本事項評価 (技術者)

業務実績、業務成績、地域精通度

技術提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案書

の項目で最大 15 点、 の項目で最大 15 点、 の項目で最大 30 点を加算点とする。

技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価の為に追加書類等」の 3 . のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷1-36-1

国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所

経理課：契約手続きに関すること

電話 058-271-9812 FAX 058-271-0214

用地第一課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること

電話 058-271-9813 FAX 058-271-3175

メールアドレス：aoki-k85ac@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表 のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「測量・建設コンサルタント等業務」-「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）又は託送（簡易郵便と同等のものとする。）により、4(1)まで提出すること。

提出期間は、別表 のとおり。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書の受付期間

別表 のとおり。

入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4(1)まで持参すること。

開札の日時及び場所

別表 のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

3 (1) に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(7) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2 (1 0) の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(8) 詳細については、入札説明書による。

別表

	競争参加資格確認通知の日	平成 2 2 年 8 月 1 9 日
	入札説明書の交付期間	平成 2 2 年 7 月 2 7 日から 平成 2 2 年 8 月 9 日まで
	申請書等の提出期間	平成 2 2 年 7 月 2 7 日から平成 2 2 年 8 月 9 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	入札書の受付期間	平成 2 2 年 8 月 3 1 日 10 時 00 分から 平成 2 2 年 9 月 1 日 16 時 00 分まで
	開札の日時及び場所	平成 2 2 年 9 月 2 日 1 4 時 3 0 分 岐阜国道事務所入札室

入札説明書【総合評価落札方式】

中部地方整備局岐阜国道事務所の「平成２２年度４７５号養老町口ヶ島地区用地調査」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公 告 日 平成２２年７月２６日

２ 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜事務所長 沓掛 敏夫

岐阜県岐阜市茜部本郷 １ - ３ ６ - １

３ 業務の概要

（１）業 務 名 平成２２年度４７５号養老町口ヶ島地区用地調査（電子入札対象案件）

（２）業 務 内 容

本業務は、一般国道４７５号（東海環状自動車道）新設工事に必要な土地について、用地調査を行うものである。

（３）業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は、以下のとおりである。

用地測量

・ 打合せ協議（当初・中間・成果品納入時）	１ 回
・ 作業計画	１ 業務
・ 現地踏査	１ 業務
・ 公図等の転写	２ １．１ ８ 万㎡
・ 地積測量図の転写	２．１ ２ 万㎡
・ 土地登記記録の調査	２ １．１ ８ 万㎡
・ 建物の登記記録の調査	０．５ ０ 十戸
・ 権利者確認調査（当初調査）	２ １．１ ８ 万㎡
・ 権利者確認調査（追跡調査）	２．０ ０ 十人
公図等転写連続図作成	２ １．１ ８ 万㎡
・ 復元測量	２．１ ２ 万㎡
・ 境界確認	２ １．１ ８ 万㎡
・ 土地境界立会確認書作成	２ １．１ ８ 万㎡
・ 補助基準点設置	２ １．１ ８ 万㎡
・ 境界測量	２ １．１ ８ 万㎡

・用地境界仮杭設置	18.56万㎡
・境界点間測量	21.18万㎡
・面積計算	18.56万㎡
・用地実測図原図作成 1 / 500	21.18万㎡
・用地現況測量(建物等)	0.10万㎡
・用地平面図作成 1 / 500	21.18万㎡
・土地調書作成	11.02万㎡
・土地現地調査書作成	18.56万㎡
・添付図面作成	18.56万㎡
・確定図 1 / 500	21.18万㎡
・公共用地管理者との打合せ	1 業務
・公共用地境界確定協議依頼書作成	4.75 km
・公共用地境界協議確定書作成	4.75 km

物件調査

・打合せ協議（基本額）	1 業務
・現地踏査	1 業務
・非木造建物 B（構造計算無）200 ㎡未満 予備調査無 区分八	1 棟
・法令適合性調査（3）木造建物・非木造建物	1 棟
・附帯工作物（独立工作物）予備調査無	2 箇所
・附帯工作物（住宅 C） 予備調査無	1 戸
・附帯工作物（農家 A） 予備調査無	3 戸
・附帯工作物（農家 B） 予備調査無	1 戸
・立竹木（薪炭林） 平坦地	0.20千㎡
・通損算定（移転雑費）	2 所有者
・営業調査等を伴わない事業者	2 事業者

（４）履行期限 平成 23 年 3 月 18 日

（５）入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 2,000 万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。

電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「電子入札情報」 - 「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所 経理課

〒500 - 8262 岐阜市茜部本郷1 - 36 - 1

TEL 058-271-9812 FAX058-271-0214

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書
- ・特記仕様書に示す成果品

4 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

1) に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通

知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日とは別表 の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜国道事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、岐阜国道事務所管内に技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

なお、岐阜国道事務所管内とは、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村及び可児郡御嵩町である。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号、以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、及び物件部門に係る補償業務。なお、別業務の場合は、それぞれについて資料を提出すること。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、補償業務管理者については、あらかじめ登録規程に基づく当該部門の登録を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該部門の登録を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに登録を受け、登録通知書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日とは別表 の日を予定する。

- ・登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務管理者
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実

施規程（平成 3 年理事会決定、以下「実施規程」という。）第 3 条に掲げる土地調査部門に係る補償業務管理士

（５）配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成 12 年度以降に完了した同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、及び物件部門に係る補償業務。なお、別業務の場合は、それぞれについて資料を提出すること。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

（６）配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

1）平成 22 年 8 月 9 日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、平成 22 年 8 月 9 日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

2）本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が 1）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

3）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主

任担当者とは別に、以下の から までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者

過去 4 年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 7 5 点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が 7 5 点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

実施方針

業務実施体制

特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

ア) 用地測量の実施に当たり、現地作業での関係者に係るトラブル防止の観点から留意すべき点と対応について

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・当該業務に関連する物件部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士を有していない場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 担当部局

〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷 1-36-1

国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所

経理課：契約手続きに関すること

電 話 058-271-9812 FAX 058-271-0214

用地第一課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること

電 話 058-271-9813 FAX 058-271-3175

メールアドレス：aoki-k85ac@cbr.mlit.go.jp

6 申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(様式 1) 及び「資料」(様式 2～7)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(様式 8～11) をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・一太郎 2007 以下

- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat7.0 以下
 画像ファイル JPEG及びGIF形式
 圧縮ファイル LZH形式のみ
 ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、申請書等の容量が3MBを超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、郵送等又はFAXで提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

- 郵送等又はFAXする旨の表示
- 郵送等又はFAXする書類の目録
- 郵送等又はFAXする書類のページ数
- 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（CD-ROM）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・ 提出期間：別表 のとおり。
- ・ 提出先：5と同じ。

注1 「託送」とは...民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（3）競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表 の日を予定する。

（4）その他

申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書等は、返却しない。

提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

申請書等に関する問い合わせ先 5と同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局岐阜国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

8 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1)基本事項評価(企業)
- 2)基本事項評価(技術者)
- 3)技術提案書
- 4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性評価に基づく履行確実性度)

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点)

基本事項評価点 = 基本事項評価点(企業) + 基本事項評価点(技術者)

技術提案評価点 = 技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度 = 1.00 ~ 0

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は60点とする。

総合評価は、入札者の申込みに係る上記により得られた技術点と上記により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を岐阜国道事務所入札・契約手続運営委員会において行う。

(4) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(5) 技術点に関する基準

競争参加資格確認資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

基本事項評価（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		3
	同種業務の実績がある。	3	
	類似業務の実績がある。	0	
業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。		7
	中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上	7	

	中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満	4	
	以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合	1	
	以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における、平均点が60点未満、又は業務成績が無い場合 ・過去4年間に於いて、中部地方整備局発注業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		5
	岐阜国道事務所管内に本社(店)を有する。	5	
	岐阜国道事務所管内に支社(店)又は営業所等を有する。	3	
	上記以外	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日が以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。 ア) 営業停止又は指名停止期間満了後6ヶ月。 イ) 文書注意措置後2ヶ月 ウ) 口頭注意措置後1ヶ月		- 5
	処分を受けていない	0	
	処分を受けている	- 5	

基本事項評価（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		3
	同種業務の実績がある。	3	
	類似業務の実績がある。	0	
業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が60点以下の場合及び過去4		7

	年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。		
	中部地方整備局発注業務における平均点が７５点以上	7	
	中部地方整備局発注業務における平均点が７０点以上７５点未満	4	
	以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が６０点以上 ７０点未満 ・過去４年間に中部地方整備局発注業務の受注実績が無い 場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務 の実績が有る場合	1	
	以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における、平均点が６０点未 満、又は業務成績が無い場合 ・過去４年間に於いて、中部地方整備局発注業務の受注実 績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い 場合	0	
地域精通度	過去１０年間の岐阜国道事務所周辺での経験を以下のとお り評価する。		5
	岐阜国道事務所管内における業務経験を有する。	5	
	岐阜県内における業務経験を有する。	3	
	上に該当しない。	0	

技術提案書

評価項目	評価基準	得点
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	10
特定テーマ 用地測量の実施に当たり、現地作業での関係者に係るトラブル防止の観点から留意すべき点と対応について	特定テーマについて、業務の課題・留意点を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合に優位に評価する。	10

技術提案の評価にあたり、重複評価は行わない。

技術提案の履行確実性に関する評価

- 1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の 3 . に示す他、以下のとおりとする。

- 2 履行確実性に関するヒアリング

- 1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、所定の期間内に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

実施場所：中部地方整備局岐阜国道事務所内

実施予定日：追加資料の提出期限から 5 日以内

時間：30 分程度

出席者：配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。

- 2) ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は、別途連絡する。

- 3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

- 4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の 2 の資料を以下により提出を求める。

提出先：5 と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から 3 日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により 3 部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1 部）を提出すること。

- 5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

9 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格は A 4 判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付先：5 と同じ。

質問の受付期間：別表 のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

閲覧場所：岐阜国道事務所 2階 閲覧室

閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
8時30分から17時00分まで

10 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

別表 のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

- (3) 開札の日時及び場所

別表 のとおり。

11 入札方法等に関する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 免除。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で

暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効等

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等(変更分含む。)の交付を受けていない場合。

(3) 履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合(履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む)及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料(履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む)を提出期限までに提出しない場合等。(ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く)

15 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で前記8.(1)により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者

のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料(様式・作成要領)については、国土交通省中部地方整備局HP(<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「低入札価格調査情報」-「低入札価格調査(建設コンサルタント等)」)に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 配置予定主任担当者の制限

配置予定主任担当者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

1) 本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定主任担当者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任担当者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成 21・22 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の 2 名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る用地買収が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と(1) 1) の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

(1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

(2) 上記(1) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日は含まない。）以内に書面により行う。

(3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ・受付場所：5 と同じ
- ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

18 再苦情申立て

(1) 7 の「分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」及び 17 の「非落札理由の説明」に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立

てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
- ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
- ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

19 契約書作成の要否

用地調査等請負契約書により契約書を作成するものとする。

20 支払条件

前金払 有

21 火災保険付保の要否 否。

22 関連情報を入手するための照会窓口 5 と同じ

23 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別紙（様式 1 ～ 1 0（A 4 判））のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式 - 1）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式 - 2 ～ 7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
入札参加希望者の業務拠点	・岐阜国道事務所管内の業務拠点を記載する。 ・営業拠点の所在地を証するものを添付すること。（パンフレット等。） ・発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先を記載する。 ・補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）に基づく登録状況を記載する。

	・記載様式は様式 - 3 とする。
入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	・入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、1 件とする。 ・記載様式は様式 - 4 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。 ・また、入札参加希望者が過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合は、過去 4 年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式 - 4 - 2 に記載する。 ・なお、過去 4 年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式 - 4 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式 - 4 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。 ・記載する業務の件数は、1 件とする。 ・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。
配置予定主任担当者の経歴等	・配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 ・平成 22 年 8 月 9 日現在の全ての手持ち業務を記載するものとし、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めてすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 また、全ての手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は様式 - 5 とする。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績	・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、1 件とする。 ・記載様式は様式 - 6 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、

	1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 ・また、配置予定主任担当者が過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績がない場合は、過去 4 年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式 - 6 - 2 に記載する。 ・なお、過去 4 年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式 - 6 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式 - 6 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。 ・記載する業務の件数は、1 件とする。 ・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 ・記載様式は様式 - 7 とする。 ・当該業務に関連する物件部門に係る補償業務管理士の保有状況を記載する。なお、補償業務管理者の保有状況については、様式 - 3 に記載すること。

業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び業務の内容が確認できる資料（例えば業務計画書又は数量総括表等）の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

(3) 技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式 - 8 ～ 10）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することができる。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・ 本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式 - 9 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式 - 10 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。
特定テーマ	・ 特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。 「用地測量の実施に当たり現地調査での関係者に係るトラブル防止の観点から留意すべき点と対応について」を簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式 - 11 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。

24 その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、

落札者は、申請書等に記載した配置予定主任担当者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- 6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- 7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- 8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03 - 3505 - 0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5へ連絡すること。

別表

競争参加資格確認通知の日	平成22年8月19日
申請書等の提出期間	平成22年7月27日から平成22年8月9日までの 10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成22年7月27日から平成22年8月9日までの 10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
入札書の受付期間	平成22年8月31日から平成22年9月1日までの 10時00分から16時00分まで
開札の日時及び場所	平成22年9月2日14時30分 岐阜国道事務所入札室
調査基準価格未満で入札した 者に求める追加資料の提出期 限	別途通知する * 追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAX による提出は受理しない。
履行確実性に関するヒアリン グ	別途通知する

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成 22 年 7 月 26 日付けで公告のありました「平成 22 年度 475 号養老町口ヶ島地区用地調査」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は 〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成 2 2 年度 4 7 5 号養老町口ヶ島地区用地調査

競争参加資格確認資料

連絡先	担当部署
	氏 名
	T E L
	F A X

平成 2 2 年 7 月 2 6 日付けで公告のありました「平成 2 2 年度 4 7 5 号養老町口ヶ島地区用地調査」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が 3 M B を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は電子媒体（C D - R O M 等）に入札説明書「6 . 申請書等の提出等」の（ 2 ）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

注 2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

所在を証するものを添付すること。(パンフレット等。)

発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先

会社名	
部署	
連絡者	
メールアドレス	
T E L	
F A X	

補償コンサルタント登録の状況等

登録規程等の題名	登 録 番 号	登録年月日	変更年月日	登 録 部 門
	補 -			〇〇部門
	補 -			部門
	補 -			□□部門

当該地域での業務経験が確認できる書類の写しを提出すること。

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に定める登録部門の登録状況を記載する。

変更年月日は、新規若しくは更新登録を行った以降に、補償業務管理者を変更した場合に記載する。

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務の分類				
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

業務の概要については具体的に記述すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚に記載する。

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類				
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種又は類似業務の受注実績が様式 - 4 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式 - 4 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

業務の概要については具体的に記述すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな 氏名		生年月日		
所属・役職				
保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
手持業務の状況(平成22年8月9日現在), 契約金額500万円以上(ただし、国土交通省 直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を 付して記載すること。)				
業務名(TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
当該事務所周辺での業務実績(平成12年度以降)				
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	受注会社名

注：当該事務所周辺での業務実績が確認できる書類の写しを提出すること。

配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

業務の分類				
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類				
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－６と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－６と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注 1 : 業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注 2 : 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・補償業務管理士の保有状況

資 格	部 門	保 有 状 況
補償業務管理士	部門	名
	□ □ 部門	名

注：補償業務管理士の保有状況について、登録証の写しを提出すること。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成 22 年度 475 号 養老町口ヶ島地区用地調査

技 術 提 案 書

連絡先	担当部署
	氏 名
	T E L
	F A X

平成 22 年 7 月 26 日付けで公告のありました「平成 22 年度 養老町口ヶ島地区用地調査」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が 3 MB を超える場合には、郵送等(書留郵便に限る。)、又は F A X (締切日時必着)で提出すること。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

実施方針

A 4 判 1 枚以内に記載する。

業務実施体制

A 4 判 1 枚以内に記載する。

特定テーマ

A 4 判 1 枚以内に記載する。